

デジタル時代の「地方自治」のあり方 に関する研究会

(第3回)

令和3年6月
総務省自治行政局

これまでの議論の流れ

第1回研究会「地方自治」への指摘

指摘1 協調と連携を欠く
国・地方関係

指摘2 実現力を欠く
行政施策

指摘3 スピードと分かりやすさを欠く行政手続

第2回研究会 竹中教授による指摘

課題

コロナ対応における課題

- ・ 統一感のない対応 (=指摘1)
- ・ 実現しない施策 (=指摘2)

(なぜか?)

原因

国・都道府県・市町村の独立性

- ・ 団体間の独立性により統一的な対応が困難
- ・ 国や都道府県に直接執行する権限がない

(どうしたらよいか?)

改善策

- ① 国や都道府県による市・区への指示権限の明記
- ② 保健所の直轄化 (国・都道府県への移管)

(緊急時の対応として
どのような方法が考えられるか)

緊急時における対応の類型 (P2)

- ・ 地方公共団体が実施しつつ、国の関与を強化
- ・ 地方公共団体が実施しつつ、緊急時に限り国が直接執行
- ・ 国の事務として実施

今回 (第3回) の御説明事項

① 保健所行政の現状について (P3~)

- ・ 地域保健法の施行により保健所の機能は変質したのではないか。
- ・ 保健所設置主体が広範にわたり、国と直接やりとりをする仕組みが機能しなかったのではないか。

② 地方支分部局について (P13~)

- ・ 地方支分部局と地方自治との関係はどのように変遷してきたか。
- ・ 地方支分部局を地方公共団体に代わる「実施機関」とする場合の課題は何か。

緊急時における国と地方の役割分担に関する選択肢

- 緊急時において、国として関心の高い施策を地方レベルで実施する場合、
 - ① 緊急時の施策実施に求められる迅速性の確保や国の意図の徹底をどのように図るかという観点から、
 - ② 地方公共団体と国の地方支分部局のいずれが実施するのが適切かを検討すべきか。

	(1) 地方公共団体が実施しつつ、国の関わりを強化		(2) 国の事務として、地方支分部局において実施
	ア 国の関与を強化 (法定受託事務化、指示の創設)	イ 緊急時には国が直接執行 (並行権限の行使、代行)	
特徴	<ul style="list-style-type: none"> ○ 処理基準を定めて統一的な施策の実施を図ることが可能 ○ 対象が全国民など広範にわたる場合にも対応が可能 (地方公務員数：約270万人 (令和2年)) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 本省の指揮の下、 <ul style="list-style-type: none"> ・ 迅速な施策実施が期待 ・ 国の意図の徹底が可能 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 本省の指揮の下、 <ul style="list-style-type: none"> ・ 迅速な施策実施が期待 ・ 国の意図の徹底が可能
課題	<p>【実施体制が間接的】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 体制構築等の実施責任は地方が負うため、時間がかかる <p>【履行確保手段が限定的】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 指示に沿わない場合に、国がとりうる対応に限界 (代執行等) 	<p>【国・地方の重複・混乱回避】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 役割分担が不明確となるおそれ ・ 混乱回避のため、地方からの要請など、一定の手続が必要 	<p>【人員面の制約】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国家公務員のうち地方支分部局に属する職員は約18万人、対応可能な範囲に限界 <p>【国の体制・ノウハウ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 所掌していない分野では、新たな体制構築・ノウハウが必要
主な例	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新型コロナウイルスワクチン接種 <small>【予防接種法】</small> ・ 家畜伝染病※のまん延防止のための焼埋却等 ※口蹄疫等 <small>【家畜伝染病予防法】</small> 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害時の道路啓開等の代行 <small>【道路法】</small> ・ 国の利害に重大な関係がある建築物についての建築確認等 <small>【建築基準法】</small> 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 放射性物質により汚染された(指定地域内の)廃棄物の処理 <small>【放射性物質汚染対処特措法】</small> (通常は、廃棄物処理法に基づき市町村が一般廃棄物を処理)

検討の視点（保健所関係）

論点1 保健所は、社会環境の変化を受け、自らその性質を変化させてきたのではないか

- 疾病構造の変化（感染症→慢性疾患）や高齢化の進展など社会環境の変化と、これを受けた地域保健に求められる役割の変化及び対応
- 「保健所法」の「地域保健法」への改正による感染症対策から地域保健対策へのシフト

論点2 役割の変化に伴い、「衛生警察」としての能力が縮退していったのではないか

- 「保健所法」の「地域保健法」への改正以後も保健所の権限に着目すれば大きく変わっていない
- 一方で、業務の内容や体制に着目すると保健行政の中心は、感染症対策から地域保健対策へシフト
 - ・ 保健所の役割は、専門的・広域的課題への対応に専念
 - ・ 地域住民の福祉を担う市町村保健センターへの保健所機能の分化

論点3 国・地方の関係においても、感染症対策が想定された構造になっていなかったのではないか

- 保健所設置団体の大幅な増加と市町村保健センターへの機能分化に伴いマネジメントコストが増加
- 国が、保健所設置市・区（157団体）と緊急時においても円滑なやり取りをできるようにすることが必要ではないか

地域における保健行政の変遷

衛生水準の向上が中心であった時代

1897年(M30)	「伝染病予防法」制定 (→1999年「感染症予防法」施行まで国内感染症予防の中心法規となった)
1919年(T8)	「結核予防法」制定
1937年(S12)	「保健所法」制定 (→地方において保健上必要な指導を行う所と規定、以降5年間で187か所が整備)
1946年(S21)	厚生省に公衆保健局等を設置、地方庁に衛生部の行政機関が設けられた
1948年(S23)	「 保健所法 」全面改正 施行 → それまで警察署が担当していた食品衛生、急性感染症予防等の衛生警察業務が保健所に移管
1961年(S36)	国民皆保険 実施

終戦直後は、社会情勢の悪化や相次ぐ海外からの引揚げ等により、急性感染症が大規模に流行した。

積極的な健康づくり施策が始まった時代

1963年(S38)	「老人福祉法」制定 →老人健康診査を実施
1965年(S40)	「母子保健法」制定 →母子健康手帳の交付、妊産婦・乳幼児の保健指導などを 市町村 において実施
1978年(S53)	総合的な健康づくり対策として「国民健康づくり対策」が開始 → 市町村 を中心とした各種保健対策を図る
1990年(H2)	福祉八法 (老人福祉法、身体障害者福祉法等) の改正 → 市町村 が福祉サービスを一元的に提供する体制を整備
1994年(H6)	「保健所法」を「 地域保健法 」に改正 (地域保健の再構築) → 保健所で実施されてきた母子保健サービスや一般的な栄養相談などのサービスを市町村で行うこととなり、 ライフステージを通じた住民に身近で利用頻度の高い保健サービスが市町村で一元的に提供されることとなった → 保健所については、地域保健における広域的・専門的・技術的拠点として機能を強化することとなった

疾病構造の変化が見られ、成人病対策が昭和30年代の保健医療の大きなテーマに

健康づくり対策が本格化した時代

2000年(H12)	「介護保険制度」創設
2005年(H17)	「介護保険法」改正 →予防重視型システムへの転換

急速な高齢化や生活習慣の変化により、生活習慣病の割合が増加。健康寿命の延伸及び生活の質の向上が課題に

「保健所法」の「地域保健法」への改正

- 疾病構造の変化、医療保険制度の充実等により、住民に身近な市町村において、生活に根ざした健康づくりに取り組む必要性が高まった一方で、公衆衛生を担う保健所の役割は相対的に弱体化したのではないか。

S 2 2

保健所法制定（昭和22年9月5日法律第101号）

結核撲滅と母子保健の向上を目的に制定された旧保健所法を大幅に改正し、保健所が健康相談、保健指導のほか、医事、薬事、食品衛生、環境衛生などに関する行政機能をあわせもち、地方における公衆衛生上の行政業務を一体的に実施する機関として強化され、国・都道府県を通じて衛生行政組織と制度の強化が図られた。

第一条 保健所は、地方における公衆衛生の向上及び増進を図るため、都道府県又は政令で定める市が、これを設置する。

【感染症対策から地域保健対策へ】

- 急速な高齢化の進展、慢性疾患の増加等による疾病構造の変化（感染症の脅威の減退）、保健サービスに対する地域住民のニーズの高度化や多様化などにより、我が国における地域保健を取り巻く状況が著しく変化している状況を踏まえ、地域保健対策の枠組みを抜本的に見直し、国、都道府県、市町村がそれぞれにふさわしい役割を分担し、地域保健対策の総合的な推進、強化を図る

H 6

保健所法を地域保健法に改正（平成6年7月1日法律第84号）

第一条 この法律は、この法律は、地域保健対策の推進に関する基本指針、保健所の設置その他地域保健対策の推進に関し基本となる事項を定めることにより、母子保健法その他の地域保健対策に関する法律による対策が地域において総合的に推進されることを確保し、もつて地域住民の健康の保持及び増進に寄与することを目的とする。

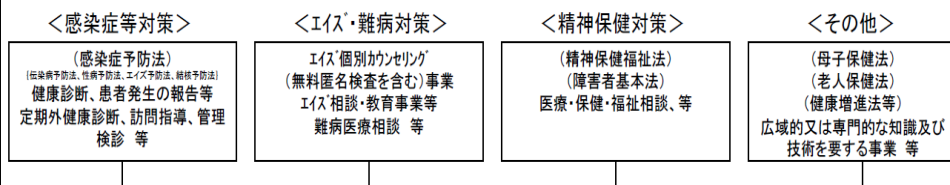
保健所の業務と市町村保健センターの業務

- 現在では、保健所業務の市町村への権限移譲が大幅に進み、対人保健分野においては現在では市町村（保健センター）が中心的な役割を担うようになっている。
- この結果、保健所の役割は、対人保健分野では広域的に行うべきサービス等（感染症対策等）に限定的となり、対物保健分野（食品衛生、生活衛生等）が主なものになっている。

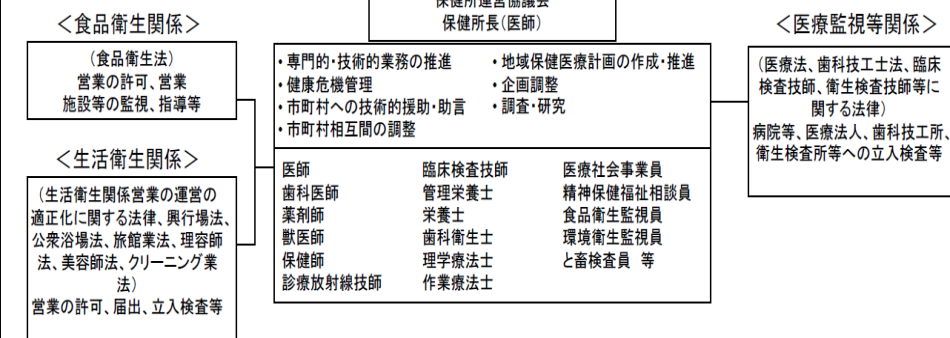
保健所の業務

保健所は、対人保健サービスのうち、広域的に行うべきサービス、専門的技術を要するサービス及び多種の保健医療職種によるチームワークを要するサービス並びに対物保健等を実施する第一線の総合的な保健衛生行政機関である。また、市町村が行う保健サービスに対し、必要な技術的援助を行う。

《対人保健分野》



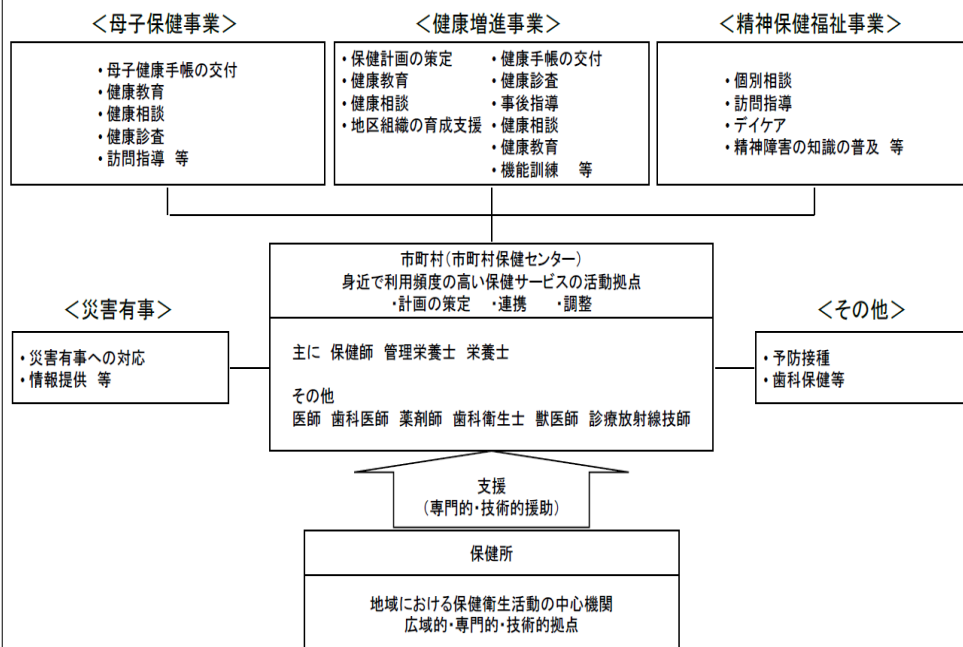
《対物保健分野》



なお、指定市等の設置する保健所については、老人保健法に基づく健康診査、健康教育等や母子保健法に基づく乳幼児健診等を、これらの業務に加え行っているところもある。

市町村(市町村保健センター)の業務

市町村は母子保健事業、健康増進事業、予防接種等の地域住民に密着した総合的な対人保健サービスを実施することとされている。また、身近で利用頻度の高い保健サービスが一元的に提供されること踏まえ、保健活動の拠点として市町村保健センターが整備されている。



感染症予防法における都道府県知事の権限（例）

感染症の発生の状況、動向 及び原因の調査（15条）

- 都道府県知事は、当該職員に、患者、疑似症患者…その他の関係者に質問させ、又は必要な調査をさせることができる。
- 都道府県知事は、当該職員に、感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者に対し、検体の採取に応じるべきことを求めさせることができる。
- 都道府県知事は、特定患者等が必要な調査に正当な理由がなく協力しない場合において、必要な調査に応ずべきことを命ずることができる。

健康診断（17条）

- 都道府県知事は、感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者に対し、医師の健康診断を受けるべきことを勧告することができる。
- 都道府県知事は、勧告を受けた者が当該勧告に従わないときは、当該職員に健康診断を行わせることができる。

検体の採取等（26条の4）

- 都道府県知事は、感染症を人に感染させるおそれのある動物の検体を保有する者に対し、検体を提出し、又は採取に応ずべきことを命ずることができる。
- 都道府県知事は、命令に従わないときは、当該職員に検体を採取させることができる。

協力の要請等（16条の2）

- 都道府県知事は、まん延防止のために必要な措置を定め、医師、医療機関その他の医療関係者等に対し、必要な協力を求めることができる。
- 都道府県知事は、協力を求められた者が正当な理由なく協力の求めに応じなかったときは、協力するよう勧告することができる。

入院（19条）

- 都道府県知事は、一類感染症のまん延防止を図るため必要があると認めるときは、当該感染症の患者に対し、入院すべきことを勧告することができる。
- 都道府県知事は、勧告を受けた者が当該勧告に従わないときは、入院させることができる。

生活の用に供される水の使用制限等 （31条）

- 都道府県知事は、感染症に汚染された疑いのある生活用水について、その管理者に対し、使用又は給水を制限すべきことを命ずることができる。

検体の採取等（16条の3）

- 都道府県知事は、感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者に対し、検体を提出し、若しくは検体の採取に応じるべきことを勧告することができる。
- 都道府県知事は、勧告を受けた者が勧告に従わないときは、当該職員に、検体を採取させることができる。

検体の収去等（26条の3）

- 都道府県知事は、病原体を所持している者に対し、検体又は病原体を提出すべきことを命ずることができる。
- 都道府県知事は、当該命令に従わないときは、当該職員に、検体又は病原体を無償で収去させることができる。

交通の遮断（33条）

- 都道府県知事は、一類感染症のまん延を防止するため緊急の必要があると認め場合であって、消毒によりがたいときは、72時間以内の期間を定めて、汚染された場所の交通を制限し、又は遮断することができる。

保健所行政に係る国・地方関係 (地域保健法)

厚生労働大臣

- ①保健所の施設又は費用に関する財政的援助 (努力義務) (§15)
- ②保健所の運営に関する報告の徴収 (§16①)
- ③保健所の設置及び運営に関する技術的助言・勧告 (§16②)

都道府県

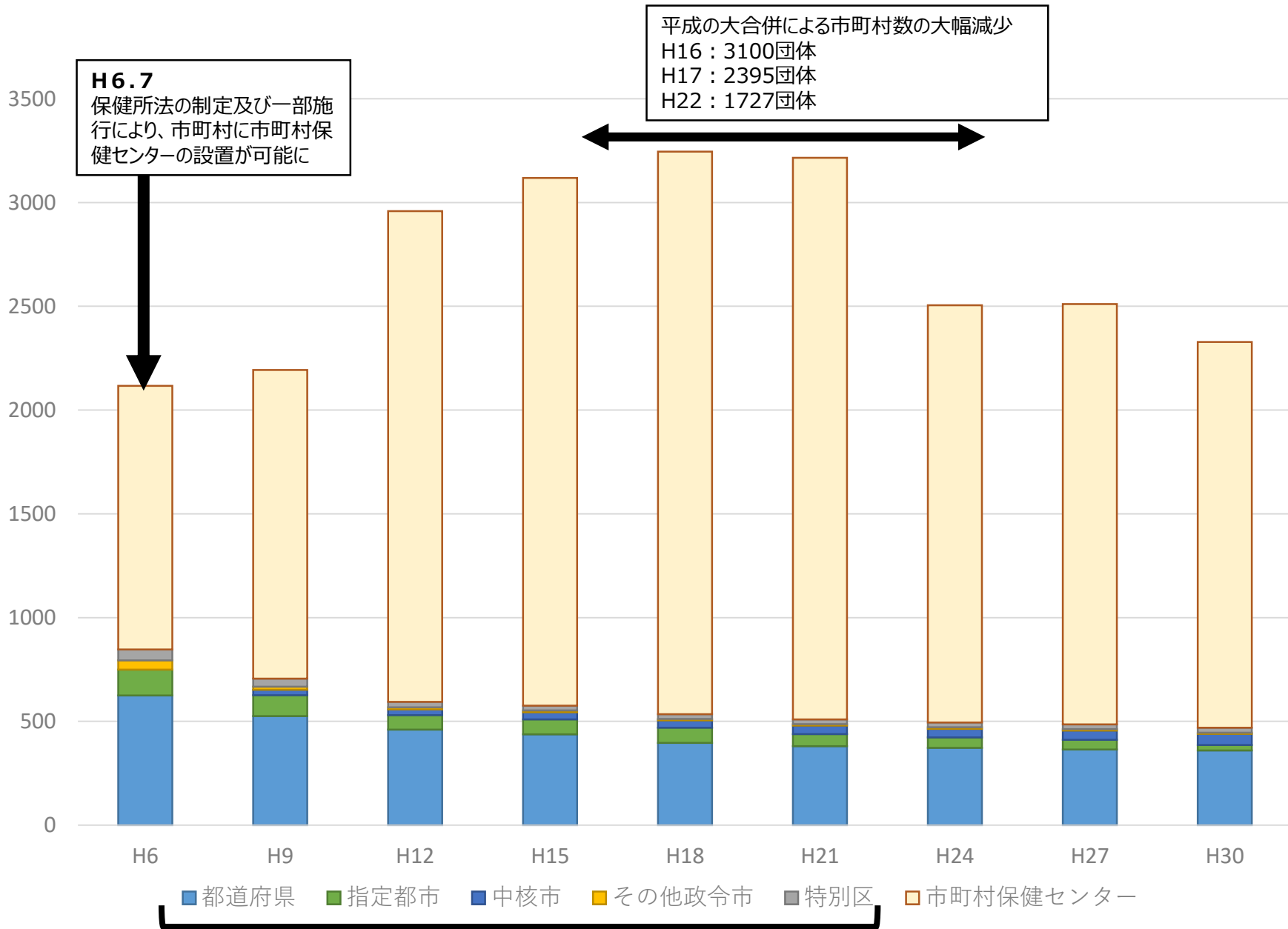
- 市町村の求めに応じた必要な技術的援助 (努力義務) (§3②)

保健所設置市区

- ① 保健所所管区域内の市町村の地域保健対策の実施に関する連絡調整及び技術的助言、市町村職員の研修等の必要な援助 (§8)
- ② 人材確保支援計画に基づく支援 (特定の町村が対象) (§21)

非保健所設置市町村

保健所及び市町村保健センター数の推移

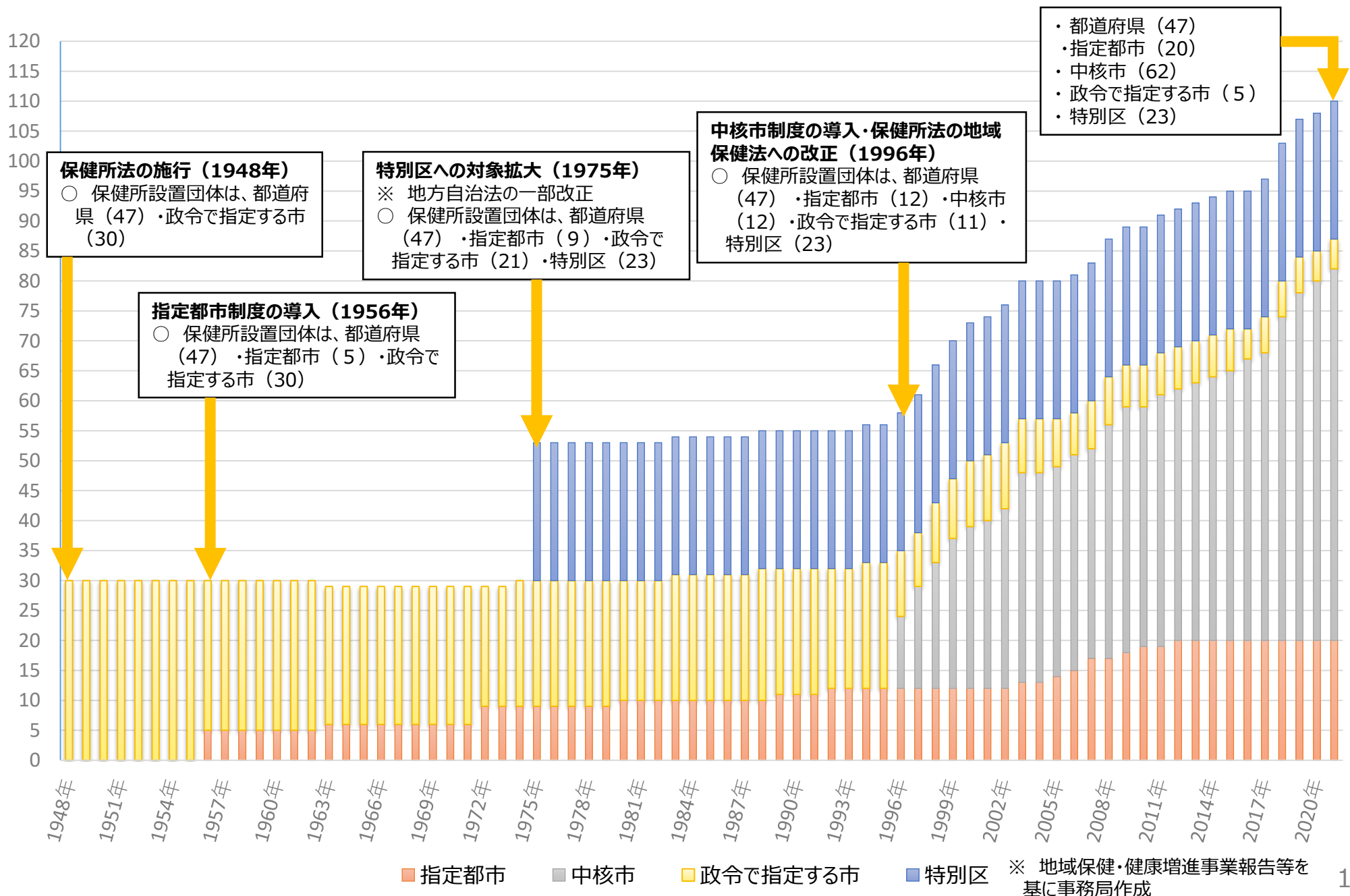


■ 都道府県
 ■ 指定都市
 ■ 中核市
 ■ その他政令市
 ■ 特別区
 ■ 市町村保健センター

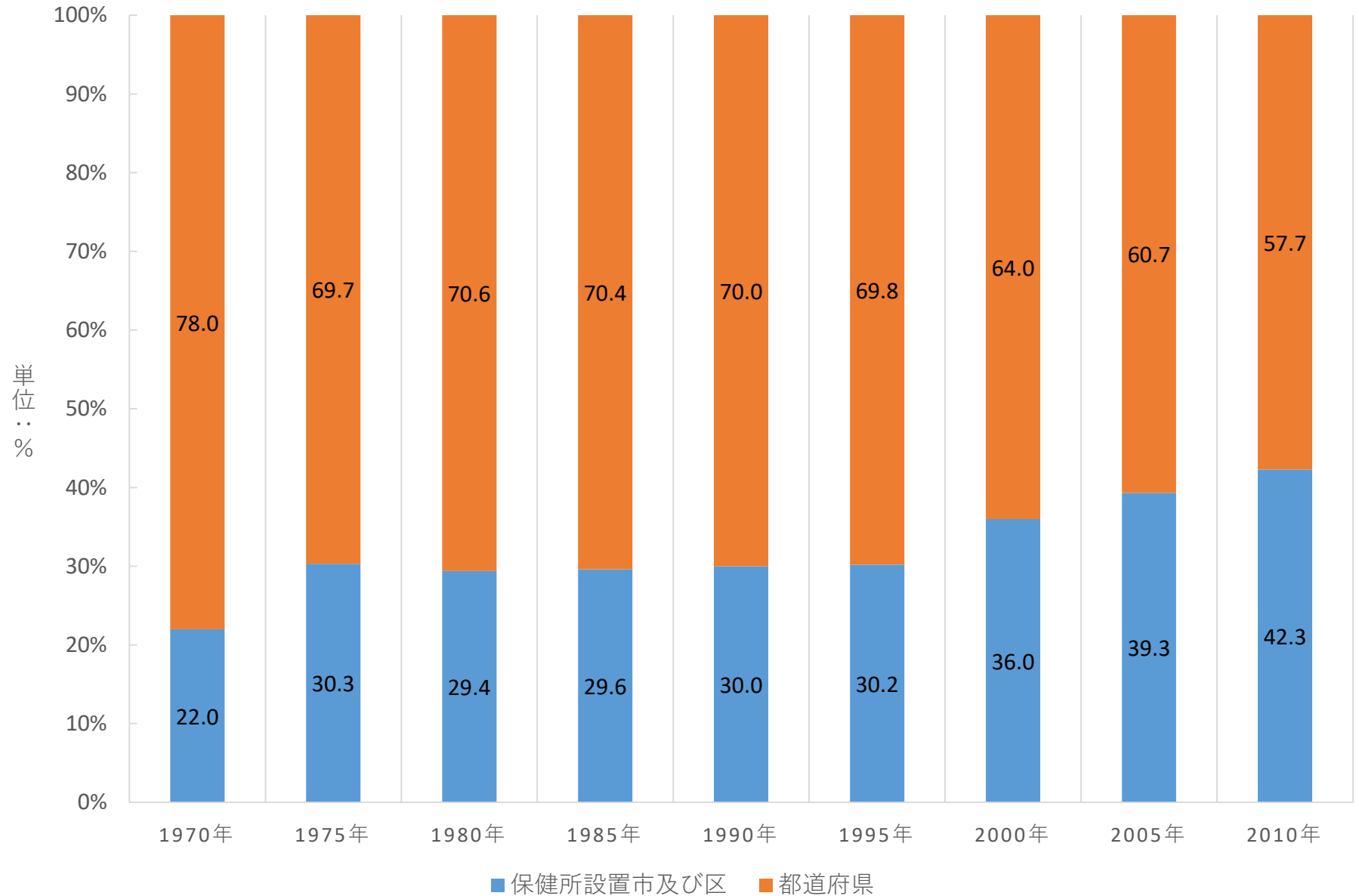
保健所

※ 地域保健・健康増進事業報告等を基に事務局作成

保健所設置市の増加



保健所設置主体ごとの管轄人口の割合



※ 地域保健・健康増進事業報告等を基に事務局作成

(参考) 保健所について地方自治法上の共同処理制度を活用している件数

(出典)平成30年7月時点 共同処理状況調査

<共同設置> 1件

○松江市・島根県共同設置松江保健所

設置日 : 平成30年4月1日

設置団体 : 松江市・島根県

備考 : 従来、島根県は松江市域及び隣接する安来市域を管轄する保健所を松江市内に設置していた。

松江市の中核市移行に伴い、松江市が同市内において実施する保健所事務と、島根県が引き続き実施する安来市域に係る保健所事務を、効果的・効率的に実施していくため、県市において既存の保健所を共同使用することを合意。共同設置を行ったもの。

※松江市は平成30年4月1日に中核市移行

<事務の委託> 2件

○神奈川県から茅ヶ崎市への保健所事務の委託

開始日 : 平成29年4月1日

実施団体 : 神奈川県→茅ヶ崎市

備考 : 茅ヶ崎市と寒川町の区域に係る保健所業務は、茅ヶ崎市が平成29年4月に保健所政令市に移行したことに伴い、茅ヶ崎市域は茅ヶ崎市が、寒川町域は県が管轄する状態となった。

この点、保健衛生関係団体の活動区域が両市町一体であるなど、両市町の区域については保健所業務を一体的に実施することが望ましいと考えられたため、寒川町区域の保健所業務について神奈川県から茅ヶ崎市への事務の委託を開始した。

○鳥取県と鳥取市への保健所業務等に関する事務の委託

開始日 : 平成30年4月1日

実施団体 : 鳥取県→鳥取市

備考 : 鳥取市の中核市移行に伴い、上記と同様の理由から、県が東部4市町区域に係る保健所業務等を鳥取市に事務委託を開始した。

<一部事務組合、広域連合> なし

検討の視点（地方支分部局関係）

論点1 地方公共団体と地方支分部局の関係は時代に即してその様相を変えてきたのではないか

- 海外においては、国の出先機関を地方行政の実施主体として位置づけている例が見られる
- 我が国においては、地方公共団体が総合的に行政を担うという考え方の下、地方支分部局の機能・役割は限定的なものに

論点2 地方支分部局が地方レベルの事務を実施するのに必要な体制を備えているのか

- 国における行革の流れにおいて、国家公務員の定員数は縮減されてきているところ、現在の人員体制は、地方公共団体に比べ大幅に少ない
- 国税局や整備局など国が直接実施を担う分野においては、一定の体制が確保されている

論点3 地方支分部局が地方公共団体の補完を行うことは考えられるか

- 近年、大規模災害時などにおいて地方支分部局による地方公共団体の補完機能が注目され、各種代行制度が創設されるに至っている
- こうした補完機能は、同種・類似の事務を自ら担っていることが前提と考えられる

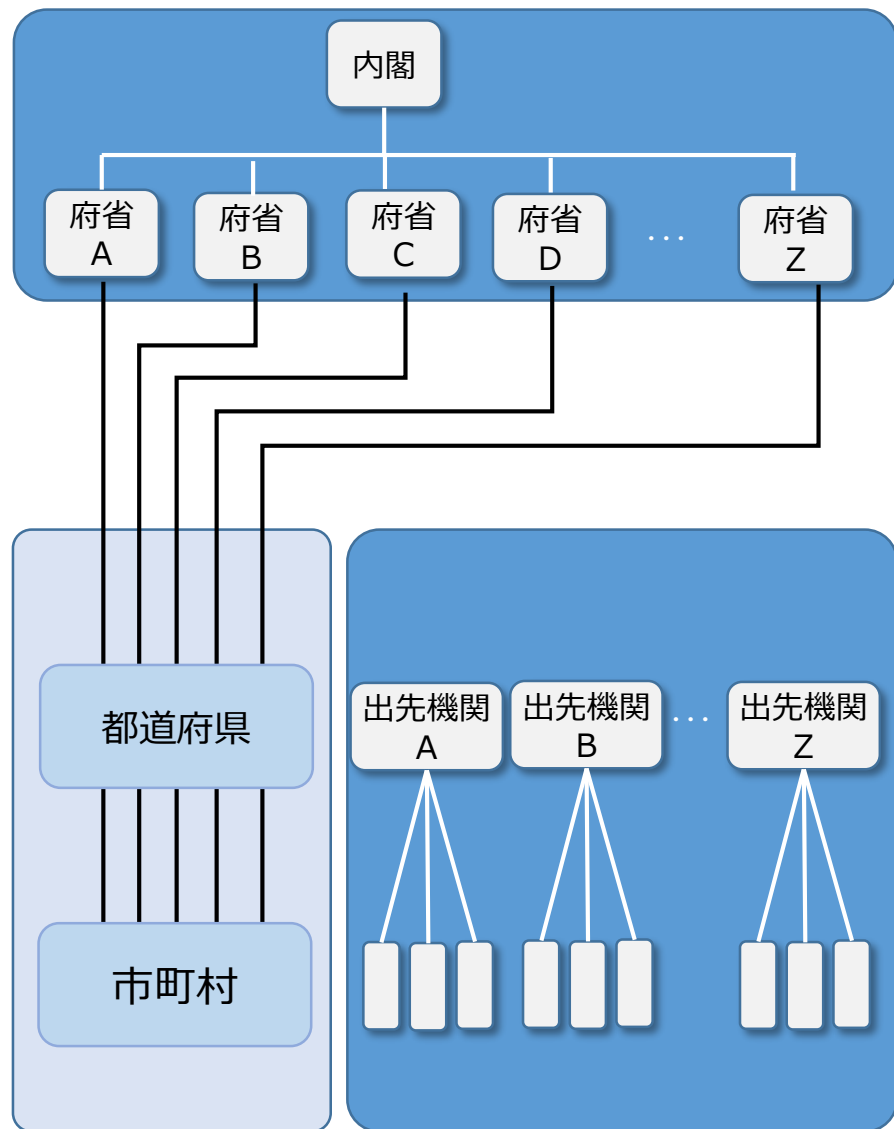
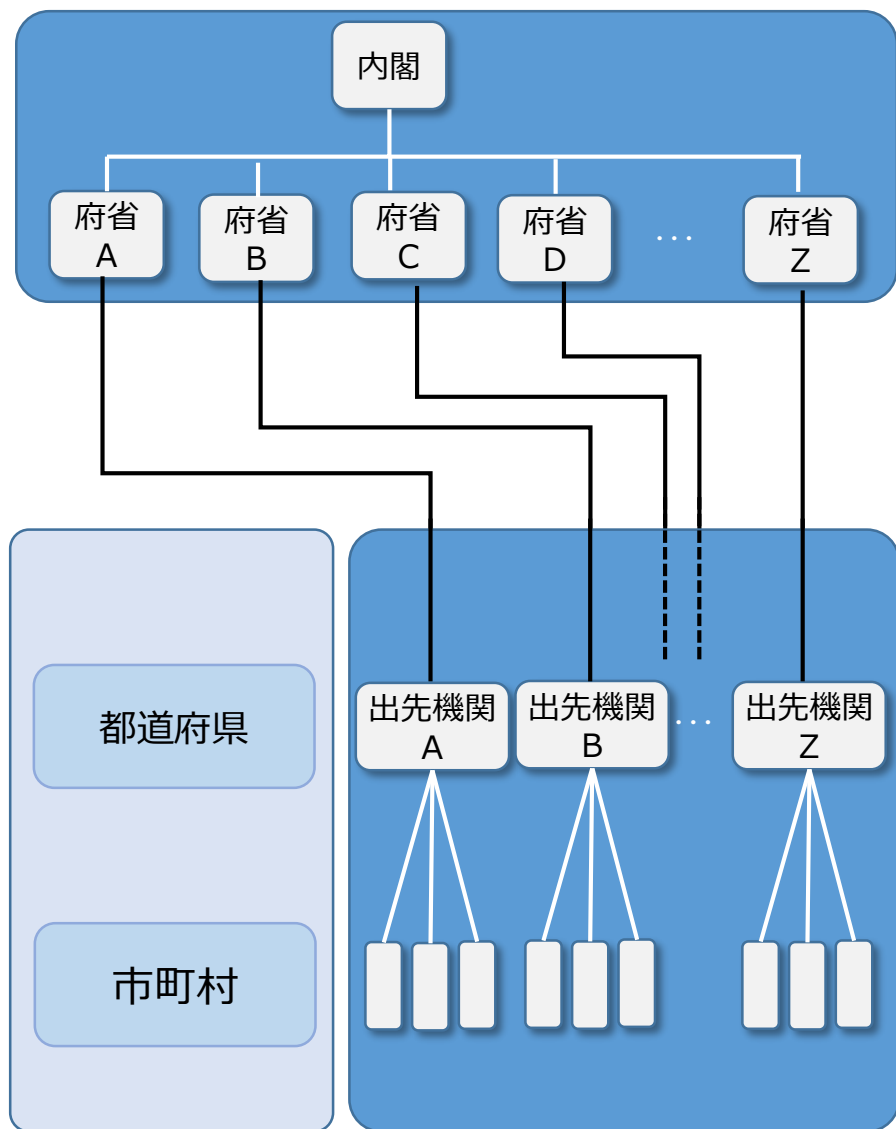
地方レベルの事務を国の地方支分部局／地方公共団体が行う方式（イメージ）

【地方支分部局に行わせる場合】

【地方公共団体に行わせる場合】

中央

地方



地方支分部局を巡る議論の推移

① 戦前のいわば地方支分部局としての都道府県

- 地方において処理する事務・事業の多くは、普通地方官庁たる府県知事をもって処理しており、現在の国の出先機関に相当する特別地方官庁が処理する事務は限定的

② 終戦直後の乱立

- 知事公選制の導入に伴い、国の事務を地方で直接に実施するために各省が地方支分部局を相次いで設置
⇒ 「地方総合行政論」の展開、機関委任事務制度の導入、「行政官庁法」（昭和22年）や地方自治法改正（156条）により国会のコントロールによる新設抑制の仕組み

③ 地方自治との緊張関係（昭和30～40年代）

- 地方農政局の設置（昭和38年）、地方建設局の強化など、国の地方出先機関の規模権限の拡大、総合化の傾向
- 「第1次臨時行政調査会答申」において、国から地方への権限移譲、本省と地方支分部局の役割分担等について提言
⇒ 地方支分部局の増加傾向に歯止め、都道府県単位以下の区域を管轄区域とする地方支分部局の廃止等の進展

④ 国の行政組織の簡素化・効率化（昭和50年代～）

- 「第2次臨時行政調査会最終答申」を踏まえた地方支分部局の支所・出張所の整理統合、定員削減等（昭和59年）、「中央省庁等改革基本法」（平成10年6月12日法律第103号）に基づく地方支部分局の統合化等による整理合理化

⑤ 国の出先機関の地方移管論（平成20年代前半）

- 地域主権戦略大綱（平成22年6月22日閣議決定）において、国の出先機関の原則廃止を打ち出し

⑥ 東日本大震災（平成23年）以降

- 国の出先機関の事務・権限のブロック単位での移譲に対し、災害時の危機管理体制への懸念等、地方から慎重な声
⇒ 「国の特定地方行政機関の事務等の移譲に関する法律案」（平成24年11月15日閣議決定）の廃案
- 東日本大震災時の対応を契機として、大規模災害時における道路、河川等の災害復旧工事等の一部について、地方の事務を国（地方整備局等）が代行する個別法改正が相次ぐ

地方公共団体と地方支分部局

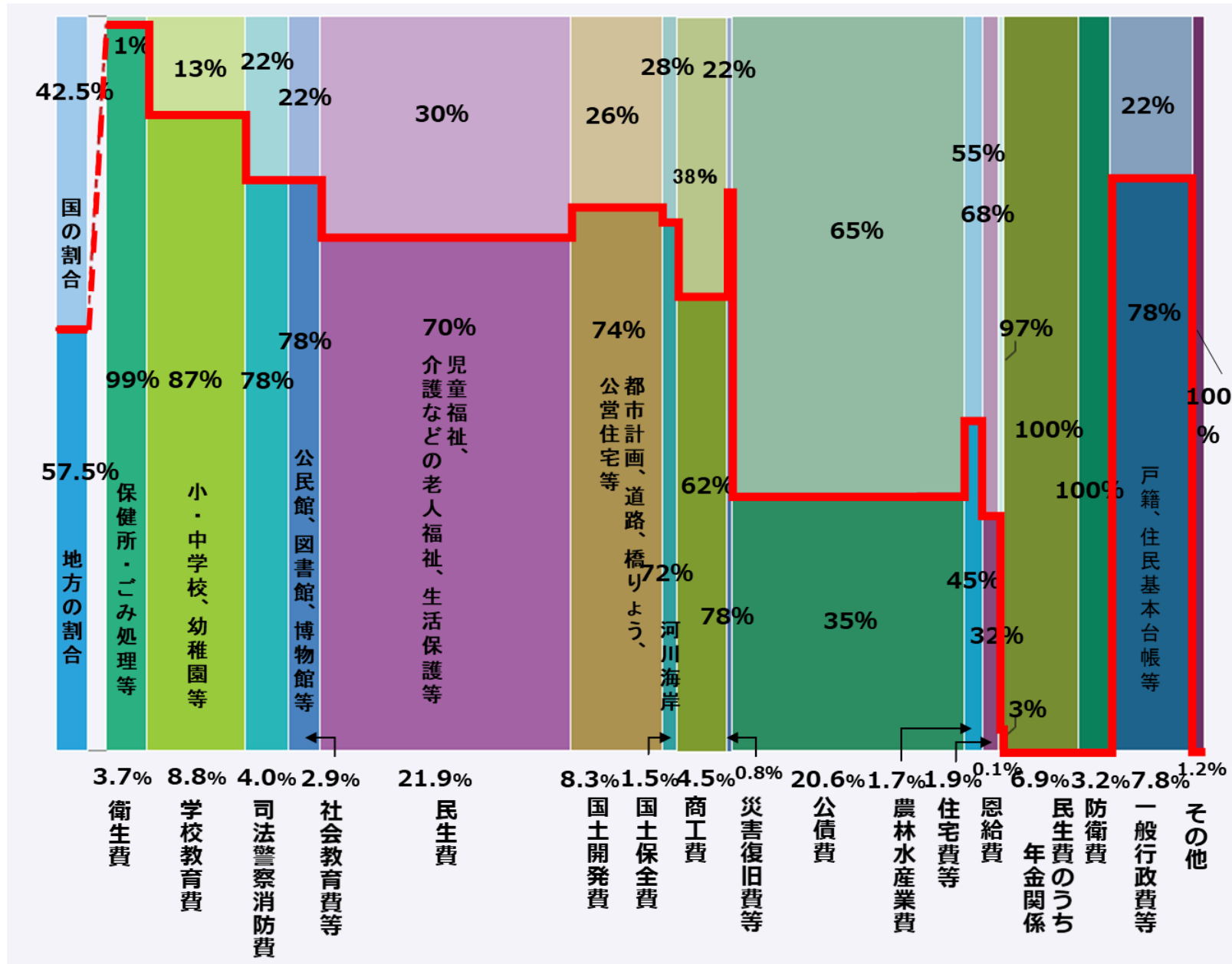
○ 一つの事務事業に対し、国や地方公共団体が重層的に関与することを許容する融合型（大陸型）の地方自治制度を採用している国においては地方公共団体を重視する考え方を、英国のように国と地方の役割を明確に切り分ける分離型（アングロ・サクソン型）の地方自治制度を採用している国においては国の出先機関（地方支分部局）にも多くの役割を与える考え方を選択する傾向がある。

<地方自治制度の比較（日英）>

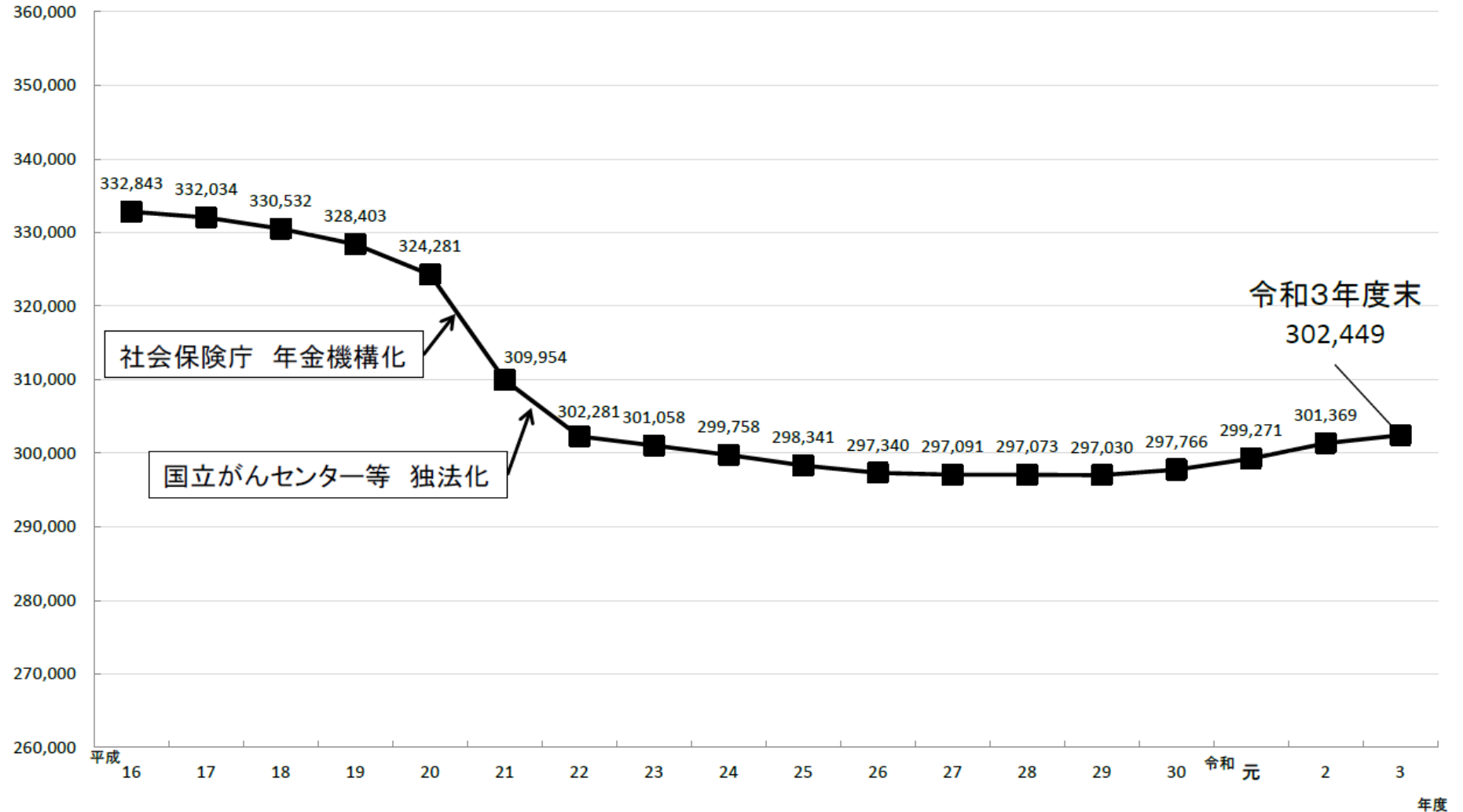
※ 自治体国際化協会「英国の地方自治（概要版）－2019年改訂版－」などを参考に事務局作成

	日本	英国（制度についてはイングランド）
中央政府	議院内閣制 ※国会：衆議院・参議院の2院制	議院内閣制 ※国会：上院・下院の2院制
自治体の設置根拠	憲法に位置づけあり	憲法上の位置づけはなく、制定法（1972年地方自治法等）に基づく
自治体	都道府県：47団体、市区町村：1741団体	(1層制地域)大都市圏ディストリクト36団体、ユニタリー56団体 (2層制地域)カウンティ26団体、ディストリクト192団体 (ロンドン)ロンドン区32団体、シティ1団体
自治体構造	直接公選首長	次の3類型からの選択制 ①議会が選任する首長と内閣制度、②直接公選首長と内閣制度、 ③委員会制度
自治体の権限	地方自治法に基づき、地域の事務について広く権限を有する	制定法により権限が与えられない活動については行うことができず、権限を越えて行った場合には ultra vires（権限踰越）で違法
国による関与の手法	地方自治法に基づく関与の基本類型、個別法に基づく関与	個別法に義務履行確保権限が定められているのが一般的。 司法の関与により義務履行確保が図られる。
国の出先機関	地方支分部局（一定の事務分野ごとに設置）	地域政府事務所（Government Office for the Region） （環境省、通商産業省、運輸省、雇用省の出先機関を統合して設置） 地域開発公社（Regional Development Agencies） （国から独立した独立公共機関で、国務大臣の監督下に属する）等
公務員数	総計：約333.0万人 【内訳】 国家公務員：約58.8万人 （一般職：約28.7万人、特別職約29.8万人） 地方公務員：約274.4万人	総計：約542万人 【内訳】 中央政府：約323万人 地方政府：約203万人 公営企業体：約16万人

国・地方の事務配分（国と地方の主な目的別歳出の割合）



国の行政機関の定員の推移

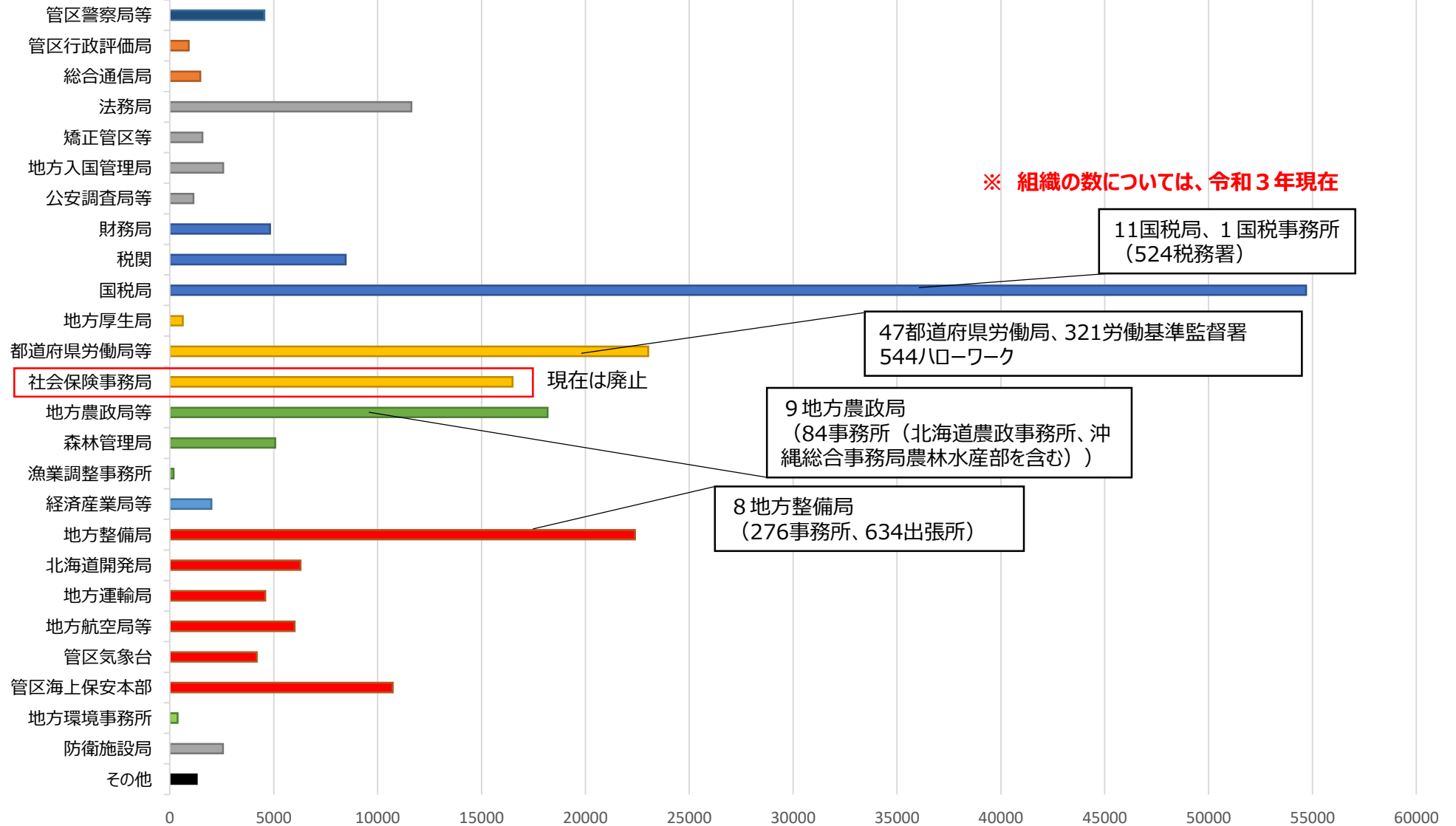


(注)「行政機関の職員の定員に関する法律等の一部を改正する法律」(平成16年法律第82号)施行以降の定員の推移。

地方支分部局の職員数

平成20年「国の出先機関の見直しに関する中間報告資料編」を基に事務局作成

(平成17年末現在)



※ 組織の数については、令和3年現在

11国税局、1国税事務所
(524税務署)

47都道府県労働局、321労働基準監督署
544ハローワーク

9地方農政局
(84事務所 (北海道農政事務所、沖縄総合事務局農林水産部を含む))

8地方整備局
(276事務所、634出張所)

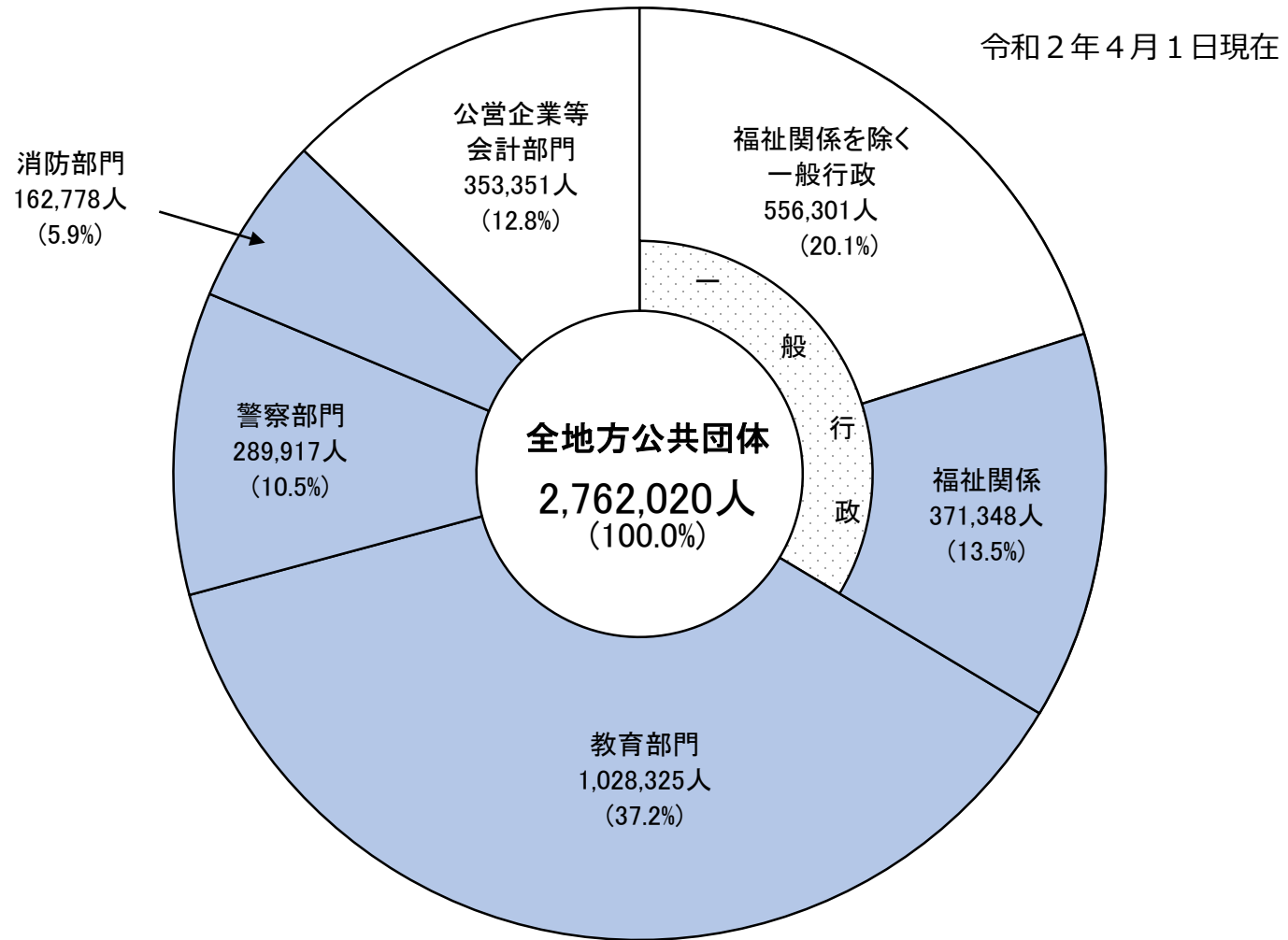
※ ○○等としているもの及びその他の内訳は次のとおり。

・管区警察局等：管区警察局、情報通信部 ・矯正管区等：矯正管区、地方更生保護委員会、保護観察所 ・都道府県労働局等：都道府県労働局、中央労働委員会地方事務所

・地方農政局等：地方農政局、北海道農政事務所、北海道統計・情報事務所 ・地方航空局等：地方航空局、航空交通管制部 ・その他：沖縄総合事務局、宮内庁京都事務所、公正取引委員会地方事務所、水戸原子力事務所

単位：人

地方公共団体の職員数



国による権限代行の例（道路の管理関係）

	平時（維持・修繕）	発生直後（道路啓開）	災害復旧
補助国道	補助国道全道 （修繕法）	行政機能が壊滅的に失われた災害 （災害対策基本法） ↓ 対象範囲の拡大 （H30改正） 重要物流道路（代替・保完路含む） ↓ 対象範囲の拡大 （R2改正） 補助国道全道 ※高度な技術力・機械力を用いるもの	著しく異常かつ激甚な非常災害 （大規模災害復興法） + 補助国道全道 ※高度な技術力・機械力を用いるもの
（都道府県道・市町村道） 地方道	地方道全道 ※高度な技術力・機械力を用いるもの 新たに措置 （H25改正）	行政機能が壊滅的に失われた災害 （災害対策基本法） ↓ 対象範囲の拡大 （H30改正） 重要物流道路（代替・保完路含む） ↓ 対象範囲の拡大 （R2改正） 地方道全道 ※高度な技術力・機械力を用いるもの	著しく異常かつ激甚な非常災害 （大規模災害復興法） ↓ 対象範囲の拡大 （H30改正） 重要物流道路（代替・保完路含む） ※高度な技術力・機械力を用いるもの ↓ 対象範囲の拡大 （R2改正） 地方道全道 ※高度な技術力・機械力を用いるもの

※ その他、都道府県による市町村道に係る権限代行（災害発生直後の道路啓開及び災害復旧）も措置（R3改正）

地方支分部局の諸類型

A：都道府県の行う事務との関連による分類

- ① 都道府県の行う事務に対して、本省庁との間に立ち、
経由、助言、助成、監督等の事務を行うもの
例：地方整備局、地方農政局、地方厚生局、財務局 等
- ② 都道府県の行う事務に関連する事務であって、特殊な
事務について行うもの
例：都道府県労働局、総合通信局、経済産業局 等
- ③ 都道府県の行う事務と関連のない事務を行うもの
例：航空交通管制部、管区行政評価局、矯正管区 等

B：機能面から見た分類

- ① 公共事業の実施に係る事務を行うもの
例：地方整備局、地方農政局、財務局、 等
- ② その他の国営事業の実施に係るもの
例：国税局、管区气象台、矯正管区 等
- ③ **(専ら) 許認可、補助、監査・監督等行政事務を行うもの**
例：経済産業局、地方運輸局、管区行政評価局 等

<分類イメージ>

		求められる機能		
		いわゆる現業（土木等）	いわゆる現業（行政関係）	行政事務
地方との関連	○	地方整備局、地方農政局		地方運輸局、地方厚生局
	△		都道府県労働局、国税局	経済産業局、産業保安監督部
	×		管区气象台、矯正管区、 航空管制部	管区行政評価局

論点1 「緊急時」における国・地方関係において、特に重視すべき要素は何か

- 全国規模で対応を要するような事態が生じる「緊急時」には、国として必要と考える施策を的確に展開する観点から、いかに迅速に（＝迅速性）、いかに国の意図に即して（＝貫徹性）実施させることができるかという点と考えられるか

論点2 これまで地方分権改革で重視されてきた価値との関係をどのように考えるか

- 地方公共団体が地域における行政を自主的かつ総合的に担うという「総合行政主体性」との関係をどう考えるか
- 団体の規模や能力に応じて権限を移譲する考え方や補完性の原理との関係をどのように考えるか

論点3 事務の配分や関与といった制度的対応の他にどのような対応が考えられるか

- 職員数の確保、教育訓練、設備や装備の充実といった視点と併せて検討する必要があるのではないか